

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	
	ページ	行			
1	P131	表 3	ある子にも適用される。事業主には、育児休業を取得しやすい雇用環境の整備や制度の個別の周知などを義務づけている。	ある子にも適用される。事業主には、 <u>育児休業や産後パパ育休（子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能）</u> を取得しやすい雇用環境の整備や制度の個別の周知などを義務づけている。	